

市町村名	泉佐野市	松原市	阪南市	交野市	羽曳野市	岸和田市	和泉市	太子町	熊取町	岬町	河南町		
施行日		27.4.1	26.4.1	26.4.1	26.4.1	23.4.1(25.4.1改正)	19.8.1	26.4.1	25.4.1	25.4.1	25.4.1		
条文数	19	18	19	19	19	19	17	16	19	20	19		
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	第1条 目的	目的	目的	目的	目的	目的	第1条	
第2条	定義	定義	定義	定義	定義	第2条 定義	定義	定義	定義	定義	定義	第2条	
第3条	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	第3条 基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	第3条	
第4条	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務	市の責務	第4条 市の責務	市の責務	町の責務	町の責務	町の責務	町の責務	第4条	
第5条	市民の責務	市民の責務	市民の役割	市民の責務	市民の責務	第5条 市民の責務	市民の責務	住民の責務	町民の責務	町民の責務	住民の責務	第5条	
第6条	事業者の責務	事業者の責務	事業者の役割	事業者の責務	事業者の責務	第6条 事業者の責務	事業者の責務	教育関係者の責務	事業者の責務	教育関係者の責務	事業者の責務	第6条	
第7条	教育関係者の責務	教育関係者の責務	教育関係者の役割	市民団体の責務	教育関係者の責務	第7条 教育関係者の責務	教育関係者の責務	事業者の責務	教育関係者の責務	事業者の責務	教育関係者の責務	第7条	
第8条	性別による差別的取扱い等の禁止	市民等との協働及び活動の推進	協働	教育に関わる者の責務	性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止	第8条 性別による人権侵害の禁止	積極的格差是正措置	性別による人権侵害の禁止	性別による人権侵害の禁止	性別等による差別的取扱い等の禁止	性別による人権侵害の禁止	第8条	
第9条	公衆に表示する情報への留意	性別等による権利侵害の禁止	性別等による差別的取扱い等の禁止	公衆に表示する情報に関する配慮	公衆に表示する情報に関する配慮	第9条 公衆に表示する情報に関する留意	市民等との協働及び活動の推進	公衆に表示する情報に関する留意	公衆に表示する情報に関する留意	公衆に表示する情報に関する配慮	情報への配慮	第9条	
第10条	推進計画の策定等	公衆に表示する情報への配慮	公衆に表示する情報への配慮	性別による権利侵害の禁止	羽曳野市男女共同参画推進プラン	第10条 推進計画の策定等	性別による権利侵害の禁止	推進計画の策定等	推進計画の策定等	岬町男女共同参画プランの策定	推進計画の策定等	第10条	
第11条	施策の策定に当たっての配慮	基本計画	基本計画	男女共同参画計画	広報啓発活動	第11条 施策の策定等に当たっての配慮	公衆に表示する権利侵害の禁止	施策の策定等に当たっての配慮	施策の策定等に当たっての配慮	施策の策定に当たっての配慮	施策の策定等に当たっての配慮	第11条	
第12条	拠点施設の整備	施策の策定に当たっての配慮	広報啓発等	積極的改善措置	教育及び学習への支援	第12条 広報活動等	男女共同参画行動計画	広報及び啓発	広報活動	附属機関等における委員の構成	広報及び啓発	第12条	
第13条	広報啓発等	市民等の理解を深めるための措置	調査研究	男女共同参画への関心及び理解を深めるための施策	調査研究	第13条 積極的格差改善措置	広報啓発活動	積極的格差改善措置	積極的格差改善措置	町民等の理解を深めるための措置	活動等への支援	第13条	
第14条	調査研究	推進体制の整備	附属機関等における委員の構成	教育分野における措置	積極的改善措置	第14条 推進体制の整備等	調査研究	推進体制の整備等	推進体制の整備	積極的改善措置	積極的改善措置	第14条	
第15条	活動等への支援	拠点施設の整備	活動等への支援	情報の収集および調査研究	意見等への対応	第15条 調査研究	苦情等の申出	苦情等及び相談	調査研究	推進体制の整備	推進体制の整備等	第15条	
第16条	意見、提案等の申出	松原市男女共同参画推進審議会	意見及び提案	市民等の活動への支援	相談への対応	第16条 拠点施設	男女共同参画審議会	委任	男女共同参画推進審議会	調査研究	調査研究	第16条	
第17条	積極的格差改善措置	苦情処理及び相談体制	被害の防止及び相談への対応	体制整備	推進体制の整備	第17条 苦情等及び相談	委任		町が実施する施策に対する申出	被害者支援	苦情等及び相談	第17条	
第18条	相談対応及び被害者支援相談への対応	委任	男女共同参画推進審議会	交野市男女共同参画審議会	男女共同参画推進審議会	第18条 (削除)			相談への対応	苦情等及び相談の申出	国際社会との協調・交流	第18条	
第19条	委任		委任	委任	委任	第19条 委任			委任	男女共同参画審議会	委任	第19条	
第20条						第20条				委任		第20条	
		附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則		
備考	協働、DV、セクハラ、マタハラ、性同一性障害、性的指向、拠点施設(いずみさの女性センター)	協働、DV、セクハラ、性同一性障害、性的指向、苦情処理、相談体制	協働、DV、性同一性障害、審議会	連携、DV、セクハラ、ワークライフバランス、審議会	連携、DV、セクハラ、性同一性障害、性的指向、相談への対応、審議会	備考	連携、DV、セクハラ、性同一性障害、拠点施設、苦情申出	連携、協働、DV、セクハラ、性同一性障害、苦情の申出、審議会	協働、DV、セクハラ、性同一性障害、苦情、相談	協働、DV、セクハラ、性同一性障害、審議会、申出、対応	連携、DV、セクハラ、パワハラ、被害者支援 苦情及び相談の申出、審議会	協働、DV、セクハラ、性同一性障害、意見提案等の申出、相談への対応	備考